

農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>(通則) 第1〔略〕</p> <p>(交付の対象及び交付率) 第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1から3までの補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 農地中間管理機構事業 (2) 機構集積協力金交付事業 (3) 機構集積支援事業 (4) 農地情報一元的管理加速化事業 <u>(5) 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業</u></p> <p>2〔略〕</p> <p>(流用の禁止) 第3 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1)・(2)〔略〕 (3) 別表1の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)、<u>(2)及び(3)</u>の事業と<u>(4)</u>の事業の相互間における流用 (4)〔略〕 (5) 別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)、(2)、<u>(3)及び(4)</u>の経費と<u>(5)</u>の経費の相互間における流用 (6)・(7)〔略〕</p> <p>第4～第13〔略〕</p> <p>(実績報告) 第14〔略〕 2〔略〕 <u>3 補助事業者は、事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第6号-3により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。</u> <u>4 補助事業者（第4第2項の規定により交付の申請をした者を除く。次項において同じ。）は、第2項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</u> <u>5 〔略〕</u></p>	<p>(通則) 第1〔略〕</p> <p>(交付の対象及び交付率) 第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1から3までの補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 農地中間管理機構事業 (2) 機構集積協力金交付事業 (3) 機構集積支援事業 (4) 農地情報一元的管理加速化事業 <u>〔新設〕</u></p> <p>2〔略〕</p> <p>(流用の禁止) 第3 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1)・(2)〔略〕 (3) 別表1の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)<u>及び(2)</u>の事業と<u>(3)</u>の事業の相互間における流用 (4)〔略〕 (5) 別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)、(2)<u>及び(3)</u>の経費と<u>(4)</u>の経費の相互間における流用 (6)・(7)〔略〕</p> <p>第4～第13〔略〕</p> <p>(実績報告) 第14〔略〕 2〔略〕 <u>〔新設〕</u> <u>3 補助事業者（第4第2項の規定により交付の申請をした者を除く。次項において同じ。）は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</u> <u>4 〔略〕</u></p>

第15～第24〔略〕

(区分経理等)

第25〔略〕

2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(他用途使用の禁止)

第26 基金は、実施要綱第3の1の(1)から(3)まで及び2の(1)から(4)までに規定する事業以外の用途に使用してはならない。

第27・第28〔略〕

第15～第24〔略〕

(区分経理等)

第25〔略〕

〔新設〕

(他用途使用の禁止)

第26 基金は、実施要綱第3の1の(1)から(3)及び2に規定する事業以外の用途に使用してはならない。

第27・第28〔略〕

別表1 (第2、第3、第10、第11、第13、第14、第22、第23、第24、第25及び第27関係)

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕
2 機構集積協力金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次の事業に必要な資金の造成に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 <u>(2)集約化奨励金交付事業</u> <u>(3)経営転換協力金交付事業</u> <u>(4)機構集積協力金推進事業</u>	〔略〕	〔略〕		〔略〕

別表1 (第2、第3、第10、第11、第13、第14、第22、第23、第24、第25及び第27関係)

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕
2 機構集積協力金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次の事業に必要な資金の造成に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 <u>(2)集約化奨励金交付事業</u> <u>(3)経営転換協力金交付事業</u> <u>(4)機構集積協力金推進事業</u>	〔略〕	〔略〕		〔略〕

別表2（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
2 機構集積協力金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 ア 集積タイプ イ 集約化タイプ <u>(2)集約化奨励金交付事業</u> <u>(3)経営転換協力金交付事業</u> <u>(4)機構集積協力金推進事業</u> <u>(5)農地整備・集約協力金交付事業</u>	〔略〕	都道府県（ <u>(5)</u> ）に限り、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）別表1（第1関係）の1及び2に定める交付対象事業者）	経費の欄に掲げる (1)、 <u>(2)及び(3)</u> の事業と <u>(4)</u> の事業の相互間における経費の増減	〔略〕
3・4〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
<u>5 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業</u>	<u>補助事業者が実施要綱第3の5に規定する事業に要する経費</u>	<u>定額</u>	<u>都道府県</u>	<u>事業実施主体の変更</u> <u>事業の新設又は廃止</u> <u>事業費の30%を超える増減</u>	

別表2（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
2 機構集積協力金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 ア 集積タイプ イ 集約化タイプ <u>〔新設〕</u> <u>(2)経営転換協力金交付事業</u> <u>(3)機構集積協力金推進事業</u> <u>(4)農地整備・集約協力金交付事業</u>	〔略〕	都道府県（ <u>(4)</u> ）に限り、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）別表1（第1関係）の1及び2に定める交付対象事業者）	経費の欄に掲げる(1) <u>及び(2)</u> の事業と <u>(3)</u> の事業の相互間における経費の増減	〔略〕
3・4〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>

別表3〔略〕

別記様式第1号（第4関係）（その1）
（別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）
令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

〔中略〕

2 事業の内容及び計画（又は実績）

別表3〔略〕

別記様式第1号（第4関係）（その1）
（別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）
令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

〔中略〕

2 事業の内容及び計画（又は実績）

事業資金の造成区分	事業資金の保有区分	造成額	備考
機構集積協力金交付事業勘定 (1)地域集積協力金交付事業費 (2)集約化奨励金交付事業費 (3)経営転換協力金交付事業費 (4)機構集積協力金推進事業費 合 計		円	
<p>(注) 1 事業資金の保有区分の欄には、事業勘定について、預金（普通、定期等の別）、有価証券（国 際、地方債等（名称がわかる場合はその旨記入））、金銭信託等又は事業資金の運用方法別に記 載すること。</p> <p>2 備考欄には、事業資金の保有区分別に基金造成予定（完了）年月日を記載すること。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 添付書類 都道府県の補助金要綱等</p> <p>(注) [削る]</p> <p>1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分 については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定 に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</p> <p>2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。</p>			
<p>別記様式第1号（第4関係）（その2） （別表2の区分の欄の1から4までに掲げる事業を実施する場合） 令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書</p> <p>[中略]</p> <p>3 経費の配分及び負担区分</p> <p>別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業を実施する場合 [略]</p> <p>(注) 1 [略]</p> <p>2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 〇〇〇円」を、同税 額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入す</p>			
<p>[新設]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 添付書類 都道府県の補助金 <u>交付規程又は要綱等</u></p> <p>(注) <u>2の様式は、実施要綱第6の3に定める都道府県基金事業計画に準ずる。</u> [1・2新設]</p> <p>別記様式第1号（第4関係）（その2） （別表2の区分の欄に掲げる事業を実施する場合） 令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書</p> <p>[中略]</p> <p>3 経費の配分及び負担区分</p> <p>別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業を実施する場合 [略]</p> <p>(注) 1 [略]</p> <p>2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 〇〇〇円」を、同税 額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入す</p>			

ること。

また、実施要綱第16の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する場合

〔略〕

(注) 1 〔略〕

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第16の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)から(4)までの事業を実施する場合

〔略〕

(注) 1 〔略〕

2 実施要綱第16の1の交付決定前着手届を提出した場合には、備考欄に着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(5)の事業を実施する場合

〔略〕

(注) 1 〔略〕

2 実施要綱第16の1の交付決定前着手届を提出した場合には、備考欄に着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)、区分の欄の4の事業を実施する場合

〔略〕

(注) 1 〔略〕

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第16の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4～6 〔略〕

(注) 1 2の様式は、実施要綱第7の1、第8の1及び第9の1及び第11の1に定める事業計画等に準ずる。

2 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

3 〔略〕

ること。

また、実施要綱第14の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する場合

〔略〕

(注) 1 〔略〕

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第14の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業を実施する場合

〔略〕

(注) 1 〔略〕

2 実施要綱第14の1の交付決定前着手届を提出した場合には、備考欄に着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する場合

〔略〕

(注) 1 〔略〕

2 実施要綱第14の1の交付決定前着手届を提出した場合には、備考欄に着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)、区分の欄の4の事業を実施する場合

〔略〕

(注) 1 〔略〕

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第14の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4～6 〔略〕

(注) 1 2の様式は、実施要綱第7の1、第8の1及び第9の1及び第11の1に定める事業計画等に準ずる。なお、計画承認等の事業内容から変更が無いときは、その旨を記載することで提出を省略できるものとする。

2 添付書類について、地方農政局長等の交付決定の審査に影響が無い場合であって、過年度提出書類又は地方農政局長等に別途提出している書類があるときは、その旨を記載することで提出を省略できるものとする。

3 〔略〕

4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

4 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第1号（第4関係）（その3）

〔新設〕

（別表2の区分の欄の5に掲げる事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金
（農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業）交付申請書

番 号
 年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
 団 体 名
 代表者の役職及び氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画（又は実績）

農業委員会名	農地利用最適化推進委員の人数	タブレット端末の購入予定単価（又はタブレット端末の購入単価） (A)	タブレット端末購入予定台数（又はタブレット端末購入台数） (B)	合計金額 (A×B)	納入予定月日 (又は納入完了月日)
	人	円	台	円	年 月 日
合 計	人	円	台	円	

(注) 1 記載に当たっては、実施要綱第12により、農業委員会会長から都道府県知事へ報告される事業計画（又は事業完了報告）を活用すること。

2 管内の農業委員会の数に応じて、行を追加して記載すること。

3 農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会がある場合には、農業委員の人数を計上すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要 する経費(又は 補助事業に要 した経費) (A+B)	負担区分			備 考
		国庫補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	
農業委員会に よる情報収集 等業務効率化 支援事業	円	円	円	円	
合 計					

4 事業完了予定年月日(又は完了年月日) 令和 年 月 日

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算 額)	前年度予算額 (又は本年度予算 額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算 額)	前年度予算額 (又は本年度予算 額)	比較増減		備 考
			増	減	
農業委員会 による情報 収集等業務 効率化支援 事業	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

都道府県の補助金交付規程又は要綱等

<p>(注) <u>1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>2 補助金交付規程は、間接補助事業のみ添付すること。</u></p> <p><u>3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。</u></p>	
<p>別記様式第1号(第4関係) <u>(その4)</u> (別表3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費に係る事業を実施する場合) 令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金(〇〇〇〇)交付申請書</p> <p>[中略]</p> <p>6 <u>添付書類</u> [略]</p> <p>(注) <u>1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。</u></p>	<p>別記様式第1号(第4関係) <u>(その3)</u> (別表3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費に係る事業を実施する場合) 令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金(〇〇〇〇)交付申請書</p> <p>[中略]</p> <p>6 <u>添付資料</u> [略]</p> <p>(注) <u>添付書類について、地方農政局長等の交付決定の審査に影響が無い場合であって、過年度提出書類又は地方農政局長等に別途提出している書類があるときは、その旨を記載することで提出を省略できるものとする。</u> [新設]</p>
<p>別紙様式第1号(第4関係) <u>(その5)</u> (別表3の経費の欄に掲げる(3)の経費に係る事業を実施する場合) 令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金(支援法人費)交付申請書</p> <p>[中略]</p> <p>6 <u>添付書類</u> (1)～(3) [略]</p> <p>(注) <u>1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>2 添付書類について、公益社団法人全国農地保有合理化協会のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。</u></p>	<p>別紙様式第1号(第4関係) <u>(その4)</u> (別表3の経費の欄に掲げる(3)の経費に係る事業を実施する場合) 令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金(支援法人費)交付申請書</p> <p>[中略]</p> <p>6 <u>添付資料</u> (1)～(3) [略]</p> <p>(注) <u>添付書類について、地方農政局長等の交付決定の審査に影響が無い場合であって、過年度提出書類又は地方農政局長等に別途提出している書類があるときは、その旨を記載することで提出を省略できるものとする。</u> [新設]</p>
<p>別記様式第1号-2(第8関係) [略]</p>	<p>別記様式第1号-2(第8関係) [略]</p>
<p>別記様式第2号(第9関係) 令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金(〇〇〇〇)変更等承認申請書</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1～3 [略]</p>	<p>別記様式第2号(第9関係) 令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金(〇〇〇〇)変更等承認申請書</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1～3 [略]</p>

<p>4 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較<u>対照</u>できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。</p> <p>なお、添付書類については、交付申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更の無い場合は添付を省略できるものとする。）</p> <p><u>5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。</u></p>	<p>4 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較<u>対象</u>できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。</p> <p>なお、添付書類については、交付申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更の無い場合は添付を省略できるものとする。）</p> <p>〔新設〕</p>
<p>別記様式第3号-1（第11第1項関係） [略]</p>	<p>別記様式第3号-1（第11第1項関係） [略]</p>
<p>別記様式第3号-2（第11第2項関係）</p> <p>令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）概算払請求書（兼遂行状況報告書）</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1・2 [略]</p> <p><u>3 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。</u></p>	<p>別記様式第3号-2（第11第2項関係）</p> <p>令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）概算払請求書（兼遂行状況報告書）</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1・2 [略]</p> <p>〔3・4新設〕</p>
<p>別記様式第4号（第12関係）</p> <p>令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）遅延届出書</p> <p>[中略]</p> <p><u>(注4) 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p>	<p>別記様式第4号（第12関係）</p> <p>令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）遅延届出書</p> <p>[中略]</p> <p>〔新設〕</p>
<p>別記様式第5号（第13関係）</p> <p>令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）遂行状況報告書</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1・2 [略]</p> <p><u>3 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。</u></p>	<p>別記様式第5号（第13関係）</p> <p>令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）遂行状況報告書</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1・2 [略]</p> <p>〔3・4新設〕</p>
<p>別記様式第6号-1（第14第1項関係）</p> <p>令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）基金造成完了報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号</p>	<p>別記様式第6号-1（第14第1項関係）</p> <p>令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）基金造成完了報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号</p>

年 月 日	年 月 日
<p>地方農政局長 殿 { 北海道にあっては農林水産大臣 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 }</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1・2 [略]</p> <p>3 添付書類については、経費毎に管理している旨が確認出来る帳簿等の写しを添付<u>すること。なお、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。</u></p>	<p>地方農政局長 殿 { 北海道及び民間団体にあっては農林水産大臣 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 }</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1・2 [略]</p> <p>3 添付書類については、経費毎に管理している旨が確認出来る帳簿等の写しを添付<u>する。</u></p>
<p>別記様式第 6 号ー 2 (第 14 第 2 項関係) 令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金 (〇〇〇〇) 実績報告書</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1～4 [略]</p> <p>5 添付書類については、支払経費の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。<u>なお、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。</u></p>	<p>別記様式第 6 号ー 2 (第 14 第 2 項関係) 令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金 (〇〇〇〇) 実績報告書</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1～4 [略]</p> <p>5 添付書類については、支払経費の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。</p>
<p><u>別記様式第 6 号ー 3 (第 14 第 3 項関係)</u> <u>令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金 (〇〇〇〇) 年度終了実績報告書</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿 { 北海道及び民間団体にあっては農林水産大臣 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 }</p> <p style="text-align: center;">住 所 団 体 名 代表者の氏名及び役職</p> <p><u>令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第 14 第 3 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>[新設]</p>

事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫補助 金	(A) のう ち年度内 支出済額	概算払受 入済額	(A) のう ち未支出 額	翌年度繰 越額	
翌年度繰 越分	円	円	円	円	円	円	
年度内完 了分							
合 計							

- (注) 1 この実績報告書は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出すること。(翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 区分の欄は、別記様式第1号の「経費の配分及び負担区分」における区分の欄に準ずること。また、繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第7号 (第14第5項関係)

令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金 (〇〇〇〇) 消費税仕入控除税額報告書

[中略]

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったこの事業について、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第14第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

[中略]

4 補助金返還相当額 (3-2)

- (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額的全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、下記の「3の金額の積算の内訳」資料を除き添付不要。)

[略]

別記様式第7号 (第14第4項関係)

令和 年度農地集積・集約化対策事業費補助金 (〇〇〇〇) 消費税仕入控除税額報告書

[中略]

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったこの事業について、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第14第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

[中略]

4 補助金返還相当額 (3-2)

- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

[略]

<p><u>2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 []</p> <p>(注) <u>1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。</u> [略]</p> <p><u>2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p>	<p>[2・3新設]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 []</p> <p>(注) <u>記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。</u> [略]</p> <p>[2・3新設]</p>
<p>別記様式第8号(第19関係)～別記様式第10号(第21関係) [略]</p>	<p>別記様式第8号(第19関係)～別記様式第10号(第21関係) [略]</p>

附 則 (令和3年12月20日付け3経営第2230号)

- 1 この通知は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。